

フィンランド統合法における憲法的価値の制度化
Constitutional Values Institutionalized through Finland's Integration Act

大橋典子（名城大学）
Noriko (Nika) Ohashi (University of Meijo)

キーワード：移民、フィンランド統合法、憲法的統合、統合支援、制度設計

はじめに ー背景および目的

本研究は、2025 年 1 月に施行されたフィンランドの移民統合推進法（681/2023）（以下「フィンランド統合法」）に着目し、同国の移民の社会参加を促す統合政策に内在する憲法的統合の制度化プロセスを分析することを目的とする。とりわけ、Orgad が提唱する「ナショナル立憲主義」（national constitutionalism）の理論枠組み（Orgad, 2015）を参照し、フィンランド統合法の制度設計に反映された理念的背景を明らかにすることで、日本の多文化共生政策に対する理論的・制度的示唆を導くことを試みる。フィンランドは EU 諸国の中でも移民比率が相対的に低く、少子高齢化に起因する労働力不足や言語習得の困難など、日本と共通する社会状況下にある。一方、フィンランドは統合法を制定し、急速に移民の統合政策を推進しており、MIPEX（MIPEX, 2024）のような国際指標においても高い評価を得ている点で参照に値する。フィンランドの統合モデルはフィンランド統合法に基づき教育・福祉・地域社会の協働による支援体制として構築されており、移民のスキルやニーズに応じた個別的統合計画が策定される点に特徴がある。この制度により移民の権利保障と統合は憲法的枠組みの中で実現され、統合支援は国家の責務として位置づけられている。こうした制度的構造と理念的基盤を踏まえ、日本における統合支援の制度化と憲法的価値の実現可能性について、理論的枠組みと国際比較の観点から考察を試みたい。

1. 憲法的価値の実装としての統合支援 ーフィンランドの制度的枠組み

フィンランド統合法は第 1 条において、移民の統合、雇用の促進、スキルと職業生活能力の向上、平等・包摂・公平の実現、良好な住民関係と社会的受容の促進、そして統合支援に関わる多分野連携の強化を目的に掲げている。同法は旧法に比べ統合を移民の権利として保障しながらも、移民の義務や地方自治体の責務を制度的に拡大している。地方自治体は原則入国後 3 年以内の新規入国移民に対し、語学習得や就労支援を中心とする個別支援計画の策定が義務づけられており、教育・福祉・地域社会の協働による包括的な支援も法定化される。また地方自治体は移民のスキルやニーズを評価した上で個別統合計画を作成し、雇用サービスとの連携、子ども・家族支援の包括性、定期的な評価と柔軟な見直しを制度的に保障している点で先進性がうかがえる。移民の子どもへの言語的保障はフィンランド憲法との接続が示唆（庄司、2009）されていることから、移民統合の制度設計は同憲法に規定される平等原則、言語権および労働の自由といった基本的権利との適合性を備え、統合支援を憲法的統合の実践的手段として捉えることが可能である。

2. 憲法的統合政策の制度モデルとしてのフィンランド統合法

Orgad の「ナショナル立憲主義」は、欧米諸国における地殻変動的な移民流入に伴う文化的軋轢を解決する目的として提唱された理論である。本理論は自由民主主義の価値体系と国家の文化的アイデンティティの維持という二つの課題の両立を志向し、憲法のアイデンティティに依拠した移民政策の制度的枠組みを提示するものである。Orgad 自身は移民の統合に深く踏み込んではいないが、フィンランド統合法の制度設計との間には理論的親和性を見出すことができる。フィンランド統合法は国家に対して国家的統合政策の策定を義務づけるとともに、外国人法や国籍法と連動させることで移民の統合に関する権利と義務を制度的に保障している。すなわち、フィンランドの統合支援は単なる行政サービスを超えて、憲法的価値を具現化する機

能を併せ持つ制度として解することができる。特に統合教育においては、市民的責任や民主主義原則の教授が制度内に組み込まれており、移民が憲法的価値の担い手として統合の責任を果たすことが期待されている。

3. 日本の統合政策と憲法的接続の不在

日本においては2006年に総務省が発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（総務省、2006）を契機として、言語支援、生活相談、就労支援、および地域参加などの取り組みが展開されてきた。これらは、いわゆる「多文化共生」と呼ばれる統合の理念に基づくものであり、地方自治体を中心に様々な施策が進められてきた。しかしながら、移民の統合を包括的に定める基本法は現在も未整備であり、統合支援に関する法的根拠や制度的枠組みは依然として断片的である。憲法的価値の教授や市民教育の制度化についても、理念的な重要性は認識されているものの、具体的な制度設計や実施体制は未発達な部分が多い。地方自治体レベルでは一部地域において先進的な取り組み（一般財団法人自治体国際化協会, 2023）が見られるが、これらは地域の自主性に依存しており、全国的な統合戦略としての一貫性や制度的支援は十分に確立されているとは言い難い。このような日本の状況はMIPEXで47点（2019年調査）にとどまり、「統合なき移民」として批判されている。統合支援の法的根拠の不在や市民教育の制度化の遅れは、憲法的理念の実現という観点から見ても改善すべき大きな課題である。

おわりに

本研究ではフィンランドが統合法に憲法的価値を反映させ、それを制度運用に接続することで、移民の統合を推進する仕組みを整備していることを明らかにした。同法は統合支援を国家の責務として明確に位置づけ、教育・福祉・地域社会の協働による支援体制を包括的に整備しており、憲法的統合の理念と高い親和性を有している。これに対し日本では「共生」の理念こそ政策上で掲げられているものの、制度的整備は依然として断片的であり、憲法的統合の観点を踏まえた統合法の制定や制度的補強の余地が大きい。こうした現状においては、フィンランド統合法による統合義務の制度化、国および地方自治体の支援責務の確立、市民教育の制度的導入、子ども・家庭支援施策の展開が及ぼす影響について、精緻な検討を重ねることが有益である。今後の研究課題として移民統合に関わる憲法的価値の定着を視野に入れつつ、理論と制度の両面からその制度化のあり方と実現可能性を探る必要があり、憲法的統合の理念と制度設計を併せ持つフィンランド統合法の枠組みを参照しながら、日本における制度構築の方向性を検討していきたいと考えている。

<主な参考文献>

一般財団法人自治体国際化協会ウェブサイト「多文化共生事業事例集」

(<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryou/r5.html>, 2025年9月16日アクセス)。

庄司博史, 2009「変わる移民政策：フィンランドにおける移民の母語教育」国立民族学博物館調査報告 83：279-298.

総務省ウェブサイト「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html, 2025年9月16日アクセス)。

MIPEX's website (<http://www.mipex.eu/>, 2025年9月16日アクセス)。

Orgad, L. 2015. *The Cultural Defense of Nations: A Liberal Theory of Majority Rights*. Oxford University Press.